

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2016-60113(P2016-60113A)

【公開日】平成28年4月25日(2016.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-025

【出願番号】特願2014-189924(P2014-189924)

【国際特許分類】

B 2 9 C 43/58 (2006.01)

B 2 9 C 43/18 (2006.01)

【F I】

B 2 9 C 43/58

B 2 9 C 43/18

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月29日(2016.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

次に、第1の工程を開始するべく前記昇降機構を付勢し、上型14を下型12に向かって下降させる。この下降の最中に、上型14の囲繞壁50の内側面が下型12の突部28の外側面に対向する。囲繞壁50の内側面が第1シール部材32に接触すると、該第1シール部材32により、突部28と囲繞壁50の間がシールされる。その結果、図2に示すように、下型12と上型14の間に大気から遮断された閉空間70が形成される。図2～図4を参照して諒解されるように、閉空間70は、製品キャビティ16とシール間室58が連通した空間である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

突部28の内側面が第2シール部材56に接触すると、該第2シール部材56により、突部28と柱状部46の間がシールされる。その一方で、突部28と囲繞壁50との間では、第1シール部材32によってシールされた状態が維持されている。従って、第1シール部材32と第2シール部材56の間にシール間室58が形成される。図3から容易に諒解されるように、シール間室58は、第2シール部材56によって製品キャビティ16から遮断されている。換言すれば、閉空間70がシール間室58と製品キャビティ16とに区分され、両者が互いに独立した閉空間となる。